## 研究対象者等に通知し、又は公開すべき事項(情報公開用)

## 申請番号: 19-146

- ① 試料・情報の利用目的及び利用方法(他の機関へ提供される場合はその方法を含む。)
  - 研究課題名:臨床検査終了後の残余検体の保存と利用
- ・目的:病院の臨床検査が終了した後の試料を残余検体と呼びます。この残余検体について、日本臨床検査医学会の指針に準拠して、当院で患者への説明・同意を必須とせずに教育や中央検査部業務へ利用することができるようにします。ただし、使用拒否の申し出があった場合には、保管されている提供者から採取した検体を確実に廃棄します。臨床研究に用いる場合にはその都度、研究課題を病院IRBに申請し、承認を得こととする。

ただし、病院IRBで承認された研究に供与された後の検体に関しては、廃棄は困難である。

- 研究期間: IRB承認後 ~ 2035年3月31日
- ② 利用し、又は提供する試料・情報の項目

:病院の臨床検査が終了した後の試料

③ 利用する者の範囲

:中央検査部 職種 医師 資格または役職 部長 氏名 海老原康博

④ 試料・情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称

:中央検査部 職種 医師 資格または役職 部長 氏名 海老原康博